

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年6月2日（令和8年（行情）諮問第730号）

答申日：令和8年8月28日（令和8年度（行情）答申第470号）

事件名：「物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年9月9日付け防官文第14297号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（5）（略）

（6）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（7）及び（8）（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和2年9月9日付け防官文第14297号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請

求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和8年6月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月18日 | 審議 |
| ④ 同年8月24日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、防衛省・自衛隊が有事の際に行う業務の作業手順等を示した文書であるところ、不開示部分には、自衛隊法103条等に規定する物資の収用等に関する業務を行う防衛省・自衛隊の部署名及び本件対象文書の過去の改定において修正意見を提出した部隊等名が具体的に記載されていると認められる。

原処分において、物資の収用等に行う業務の内容等が開示されていることからすると、当該部分は、これを公にすることにより、防衛出動等に際しての部隊運用の円滑化に係る業務の担当部署が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「統幕業務参考資料」（２０２０．２．１８－本本Ｂ１８０４で特定されたもの）。＊１個ファイルにて開示決定を戴きたく、改めて開示請求致します。

2 本件対象文書

物資の収用等、土地の使用等及び関係法令の特例に係る通知等に関する業務の参考 統合幕僚監部

別表

不開示とした部分		不開示とした理由
0－2ページないし0－4ページ	2 各部隊等からの意見に伴う修正 表内の一部	防衛出動時における物資の収用等の業務を担当する部署に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛出動等に際しての部隊運用の円滑化に係る業務の担当部署が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
0－6ページ	1 関係法令の改正に伴う修正 (6) 誤字等の修正 表内の一部	
0－7ページないし0－14ページ	2 各部隊等からの意見に伴う修正 (1) 「内容の修正」に関する意見 表内の一部 (2) 「誤字等の修正」に関する意見及びその反映要領等 表内の一部	
0－15ページ	2 各部隊等からの意見に伴う修正 表内の一部	
0－16ページ	2 各部隊等からの意見に伴う修正 表内の一部 3 その他の修正 表内の一部	
1－1ページ	1 1 0 3 作成の基礎 文章の一部	
1－2ページ	1 1 0 6 意見の提出 文章の一部	
2－2－2－2ページ	2 2 2 4 「施設の管理」を行う場合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2－2－2－3ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2－2－2－4ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 (1) 業務の流れ	

	表内の一部	
2-2-2-5 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-2-6 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-2-7 ページ	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-3-2 ページ	2 2 3 4 「土地又は家屋の使用」を行う場合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-3-3 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-3-4 ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-3-5 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-3-6 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-3-7 ページ	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-4-1 ページ	2 2 4 2 「物資の使用」を行う場合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請を行う場合	

	(1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-4-2 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-4-3 ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の 要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-4-4 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-4-5 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を 行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-4-6 ページ	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要 請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-5-2 ページ	2 2 5 4 「取扱物資の保管命令」を行う場 合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請 を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-5-3 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-5-4 ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の 要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-5-5 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-5-6 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を 行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-5-7	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要	

ページ	請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-6-2 ページ	2265 「物資の収用」を行う場合の業務 フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請 を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-6-3 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-6-4 ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の 要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-6-5 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-6-6 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を 行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-6-7 ページ	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要 請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-7-2 ページ	2275 「業務従事命令」を行う場合の業 務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請 を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-2-7-3 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-7-4 ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の 要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	

2-2-7-5 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-7-6 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-7-7 ページ	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-8-2 ページ	2 2 8 3 「立木等の移転又は処分」を行う場合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部 (2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-8-3 ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部 (2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-8-4 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-8-5 ページ	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-9-2 ページ	2 2 9 3 「家屋の形状の変更」を行う場合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が都道府県知事に処分の要請を行う場合 (1) 業務の流れ	

	表内の一部 (2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-9-3 ページ	2 方面総監等が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部 (2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-2-9-4 ページ	3 防衛大臣が都道府県知事に処分の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-2-9-5 ページ	4 防衛大臣が都道府県知事に処分取消の要請を行う場合 業務の流れ 表内及び文中の一部	
2-3-2-1 ページ	2 3 2 2 「施設の管理」を行う場合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が自ら処分を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-2-2 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-2-3 ページ	2 方面総監等が自ら処分取消を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-2-4 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-2-5 ページ	3 防衛大臣が自ら処分を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-2-6 ページ	4 防衛大臣が自ら処分取消を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-3-1 ページ	2 3 3 2 「土地又は家屋の使用」を行う場合の業務フロー及び所掌区分の基準	

	1 方面総監等が自ら処分を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-3-2 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-3-3 ページ	2 方面総監等が自ら処分取消を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部 (2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-3-4 ページ	3 防衛大臣が自ら処分を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-3-5 ページ	4 防衛大臣が自ら処分取消を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-4-1 ページ	2 3 4 2 「物資の使用」を行う場合の業務 フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が自ら処分を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-4-2 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-4-3 ページ	2 方面総監等が自ら処分取消を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-4-4 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-4-5 ページ	3 防衛大臣が自ら処分を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-4-6 ページ	4 防衛大臣が自ら処分取消を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-5-2 ページ	2 3 5 3 「取扱物資の保管命令」を行う場 合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が自ら処分を行う場合	

	(1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-5-3 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-5-4 ページ	2 方面総監等が自ら処分取消を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-5-5 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-5-6 ページ	3 防衛大臣が自ら処分を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-5-7 ページ	4 防衛大臣が自ら処分取消を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-6-1 ページ	2 3 6 2 「物資の収用」を行う場合の業務 フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が自ら処分を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-6-2 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-6-3 ページ	2 方面総監等が自ら処分取消を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-6-4 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-6-5 ページ	3 防衛大臣が自ら処分を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-6-6 ページ	4 防衛大臣が自ら処分取消を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-7-1 ページ	2 3 7 2 「立木等の移転又は処分」を行う 場合の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が自ら処分を行う場合 (1) 業務の流れ	

	表内の一部	
2-3-7-2 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-7-3 ページ	2 方面総監等が自ら処分取消を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部 (2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-7-4 ページ	3 防衛大臣が自ら処分を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-7-5 ページ	4 防衛大臣が自ら処分取消を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-8-1 ページ	2 3 8 2 「家屋の形状の変更」を行う場合 の業務フロー及び所掌区分の基準 1 方面総監等が自ら処分を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部	
2-3-8-2 ページ	(2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-8-3 ページ	2 方面総監等が自ら処分取消を行う場合 (1) 業務の流れ 表内の一部 (2) 各自衛隊における所掌部署の基準 表内の一部	
2-3-8-4 ページ	3 防衛大臣が自ら処分を行う場合 業務の流れ 表内の一部	
2-3-8-5 ページ	4 防衛大臣が自ら処分取消を行う場合 業務の流れ 表内の一部	

※ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。